

札幌企第 20303 号
令和 5 年（2023 年）5 月 30 日

医療機関 開設者 様

札幌市保健所長 山口 亮

札幌市医療機関オンライン化支援事業（補助金）の開始について（ご案内）

日頃より、本市の保健医療行政の推進に特段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、指定難病に関する「臨床調査個人票」及び小児慢性特定疾病に関する「医療意見書」（以下、併せて「診断書」という。）について、医師・自治体双方の負担軽減等を図るため、診断書のオンライン登録を促進することを目的として、難病指定医（協力指定医を含む。以下同じ。）又は小慢指定医が勤務する市内の医療機関に対し、パソコンの購入やシステム改修等に係る費用の一部を補助する事業を開始することといたしました。

つきましては、下記のとおり事業の概要や申請の手順についてご案内いたしますので、診断書のオンライン登録に向けた準備を進める際は補助金の活用をご検討ください。

なお、診断書のオンライン登録に関する情報は札幌市公式ホームページ上（下記 5 参照）において随時更新しておりますので、今後も適宜ご確認いただくようお願いいたします。

記

1 補助事業名

札幌市医療機関オンライン化支援事業

2 事業開始時期

令和 5 年度から。

※ 本通知後、札幌市公式HP上（下記 5 参照）にて、申請を希望する医療機関に対し意向調査を行います。今年度中の申請を希望する場合は意向調査へご回答ください。

（仮に予算が不足した場合、この意向調査への回答が早かった医療機関から順に補助金の交付決定を行います。）

なお、補助金の交付決定前に支出した費用については補助金の対象外となります。

3 補助対象者

難病指定医又は小児慢性特定疾病指定医が勤務する市内の医療機関

4 補助内容（1 医療機関あたりの上限：50,000 円）

(1) 対象経費

診断書のオンライン登録に対応するために必要となる経費（パソコン購入に係る経費、院内システム改修費等）

(2) 交付額

ア 基準額 100,000 円

イ 補助率 二分の一

ウ 算定方法

対象経費の実支出額と基準額（100,000 円）を比較して少ない方の額に、1/2 を乗じた額を 1 医療機関あたりの補助金交付額とします。（上限 50,000 円 / 1 医療機関）

【例①】支出額 150,000 円 → 基準額を選定 → 100,000 円 × 1/2 = 補助金 50,000 円

【例②】支出額 80,000 円 → 実支出額を選定 → 80,000 円 × 1/2 = 補助金 40,000 円

5 申請に関する手続きの流れ

詳細は同封したリーフレットをご確認ください。

また、札幌市公式HP上で申請様式の公開や、国のスケジュールに合わせた提出時期のご案内を随時行います。診断書のオンライン登録をご検討される医療機関は、適宜公式HPをご確認ください。

【二次元コード】



札幌市公式HP（指定難病及び小児慢性特定疾病に係る診断書登録のオンライン化について）URL
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/nannbyou/shinndannshoonline.html>

※ 本事業は国からの予算措置が続く限り継続する予定ですが、次年度以降の国における予算措置については現時点で未定です。

6 診断書のオンライン登録について

(1) 概要

上記リンク先に国から提供された資料等を公表しておりますので、まずはそちらをご確認ください。ご質問がある場合はリンク先の「問い合わせシート」にご入力いただき、メールにて送付願います。

（※ いただいた質問は国へ送付いたします。国からの返答があり次第、医療機関へ回答を送付いたします。）

また、診断書のオンライン登録は現時点で義務化されたものではありません（現行の方法（手書き又は院内システムによる診断書の作成）は併用されます）。各医療機関において導入の可否をご検討ください。

(2) スケジュール

- ・令和5年10月 小児慢性特定疾病データベースへのオンライン登録開始
- ・令和6年4月 指定難病データベースへのオンライン登録開始

（※ このスケジュールは国から示されている現時点での予定です。）

担当：札幌市保健所健康企画課難病医療係
札幌市中央区大通西19丁目WEST19 2階
TEL：011-622-5153 FAX：011-622-7223
MAIL：nanbyo-iryo@city.sapporo.jp